

公益社団法人日本地理学会倫理綱領

2015年6月27日制定

日本地理学会は、日本学術会議が提示した「科学者の行動規範-改訂版-（平成25年1月25日）」に則り、地理学および関連科学の調査・研究、教育、学会の運営等に関する倫理上の基本原則を定める。

日本地理学会の会員（以下、会員という。）は、科学的真理を明らかにすることを目的として、誠実かつ真摯に地理学の調査・研究を行い、地理学の進歩普及を図る。もってわが国の学術の発展と科学技術の振興に寄与するとともに、地理教育の推進、社会連携の推進、国際協力の推進、自然災害の予知と予防、地球環境の将来予測を図り、社会の発展、人類の福祉に貢献する。会員は、基本的人権を守り、良識かつ品位のある行動をとる。

（会員の責任）

1 会員は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（会員の行動）

2 会員は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力等の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。会員は、研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く地理学に対する社会的期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

3 会員は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を客觀性をもって公表するように努める。

（研究活動）

4 会員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本綱領の趣旨に沿つて誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

（研究対象などへの配慮・説明責任）

5 会員は、調査・研究の対象となる国や地域の法令や慣習を遵守するとともに、団体、個人の生存、財産、安全等を考慮し、調査で得られたデータやデジタル形式の地理空間情報などの管理を徹底し、それらの使用規約を遵守する。また、調査協力を得られた対象について、調査・研究の目的、方法およびその成果の公表に関して説明責任を負う。

（社会貢献）

6 会員は、地理学で得た知見を活用し、自然環境と調和した安全で持続可能な社会構築のために貢献するよう努力する。そのため、研究成果は社会に広く還元し、学校教育や社会教育、および研究集会などを通じて地理学の有用性を啓蒙するように努める。

（他者との関係）

7 会員は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重す

る。会員は、特定の者を誹謗中傷してはならず、また自己の地位を利用して他の会員の調査・研究・発表などを妨害してはならない。

(法令の遵守)

8 会員は、研究の実施、研究費の使用や個人情報の利用にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

9 会員は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

10 会員は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、本学会の社会・経済的利益に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

付則

この規定は、2015年7月1日から施行する。